

1950年代ドイツ連邦共和国における  
キリスト教民主同盟（CDU）の住宅政策とカトリシズム  
芦部 彰

本稿は、1950年代 CDU の住宅政策へのカトリック社会教義の影響を考察する。カトリック社会教義は、近代の社会問題に対し、社会主義的解決方法を斥け、自律的人格を基礎とする独自の社会改革を模索した。ここでは、所有が、人格の自律性の基盤として、また、家族の自然性を守る父権を支えるものとして位置づけられ、さらに、自助が重視された。

CDU は、SPD が賃貸住宅建設を優先したのに対し、持ち家建設を優先し、1956年の第二次住宅建設法でそれを実現した。政策を主導した政治家と、その周囲の知識人および実践家の議論の分析から、CDU の住宅政策はカトリック社会教義にもとづき構想されたことが明らかになった。彼らは、所有を人格の基盤とする思想にもとづき、持ち家を通じた所有による人格の形成を企図し、冷戦下の東側での所有の廃絶と大衆化に対抗した。また、持ち家を家族住宅と位置づけ、家族を統治する父権の自然法的義務の履行が所有により保証されるという家族観を反映させた。そして、住宅の建設における自助を強調した。

この CDU の住宅政策は、他の住宅改革構想と比較すると、集合住宅の設計を通じ都市に新たな共同性を創出する潮流と対立し、大都市敵対的で農村を重視し、住宅を土と結びつける潮流と親和的であった。こうした特徴は都市や SPD から見れば保守的と映るかもしれないが、CDU の住宅政策は、カトリック社会教義にもとづく人格を基礎とする独自の社会改革の実践と捉えるべきであり、この CDU 独自の社会改革の流れをふまえることで、連邦共和国の社会政策の特徴やその歴史的変化を理解することにつながるであろう。